

業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

クラウド型電子カルテシステム（医事会計システム含む）導入業務委託

2 履行期限

契約締結した日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

横浜市中部地域療育センター
横浜市西部地域療育センター

4 業務目的

国の提示する「全国医療情報プラットフォーム」の推進に先立ち、令和5年4月からは医療機関でのマイナ保険証対応が義務化され、医療機関でマイナンバーカードの保険証利用ができるようになるとともに、安心・安全で質の高い医療を提供していくデータヘルスの取組として、医療機関にはオンライン資格確認が義務付けられおり、地域療育センター診療所でも当該取り組みを導入しています。

一方で、地域療育センターに設置されている診療所ではカルテがいまだに手書きとなっており、検査や再診等を行うたびに、本人の住所や名前等基本情報を手書きで記載することになり、国の提示する情報連携の全体像からは程遠い状況です。

また、現在カルテは紙媒体の保存となっており、必要なたびにカルテ庫からの取り出しや運搬が必要となっています。そのため、カルテの手書きやデータ化されていないことは、医師をはじめとした医療スタッフの業務負担となっています。

以上により、国が提示する医療情報連携の枠組みに対応するとともに、地域療育センターにおける診療所の負担を軽減するため、地域療育センター診療所に電子カルテシステムを順次導入します。

本取組に当たり、本業務では中部地域療育センター及び西部地域療育センターへの電子カルテシステム導入を行います。

5 地域療育センターの概要

横浜市では、心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を目的として、市内方面別に「地域療育センター」を整備しています。

地域療育センターには、児童福祉法に基づく児童発達支援センターや児童発達支援事業所、医療法に基づく診療所を設置しているとともに、医師、看護師、心理職、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、児童指導員、保育士、ソーシャルワーカー等の専門スタッフが連携をしながら、

相談対応、診療、集団療育等の専門的かつ総合的なサービスを提供しています。

また、区福祉保健センターや児童相談所等の関係機関と連携を図るとともに、地域の保育所、幼稚園、小学校等を対象に療育に関する技術的な支援を行うなど、地域における療育の中核機関としての役割を担っており、市内8か所の地域療育センター（公設・指定管理者による運営6センター、民設民営2センター）が、それぞれ担当区域を受け持って運営を行っています。

6 業務管理体制

(1) 統括担当の設置

業務全体の統括及び委託者等との調整窓口等を担う統括担当を、契約後速やかに設置すること。

また、本件を担当する各担当者を含めた打合せを適宜設定すること。

(2) 全体のスケジュール管理

統括担当は契約後すみやかに本業務に係る全体スケジュールを委託者に提示し、承認を受けること。

(3) 留意事項

適正かつ確実な業務遂行体制を作ること。また、委託者からの求めがあった際には、速やかに報告できるようにすること。

7 業務内容

(1) システムを運用するハードウェア一式の調達・設定・納品

ア ノート PC 60 台

イ A4モノクロプリンタ 15 台

ウ ドキュメントスキャナ 6 台

(2) システムの運用に係る利用登録等手続きの実施（医事会計システム含む）

(3) システムの利用マニュアル作成・運用指導（研修）

(4) アンチウイルスソフト・ファイアウォール等セキュリティ設定

(5) 医事会計システムへのデータコンバート

(6) その他必要な手続き等

8 情報セキュリティの確保

(1) 受託者は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版（令和5年5月）（厚生労働省）」の規定に準じ、情報セキュリティの確保に努めなければならない。

(2) 受託者は、前項のほか、導入するシステムについて以下の各項に準じた対策を講じることとする。

ア 使用するサーバは日本国内に設置すること。

イ アクセス元 IP アドレスによるアクセス制限や多要素認証など、ID・パスワードが漏洩したとしても、インターネットを経由した不特定多数からの不正アクセスが生じえない対策を講じること。

ウ WAF (Web Application Firewall) や仮想パッチ等、脆弱性を利用した攻撃を防ぐ仕組みを導入すること。

エ 「個人情報記録したシステムにおける端末機によるデータの更新、検索等の操作の記録に関する要綱」に基づき、操作記録の採取を行うことが可能であること。

オ データのバックアップ体制や緊急連絡先、復旧までの時間について明示すること。

9 個人情報の保護

- (1) 受託者は、「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、個人情報に関する管理規定の整備及び定期的な研修の実施等、個人情報の適正管理のために必要な措置を講じなければならない。

10 委託料の支払及び積算方法等

委託者は、契約期間満了後、受託者からの請求に基づき、委託料を一括して支払うものとする。

11 秘密の公開の禁止

受託者が、委託業務の履行に伴い、またはこれに関連して知り得た業務上の資料または知識を第三者に漏えいすることを禁止する。

12 適用文書

本業務は、委託者が用意する以下に基づき実施すること。

- (1) 委託契約約款
- (2) 個人情報取扱特記事項
- (3) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

13 一般事項

- (1) 本業務の進捗状況については、委託者に適宜報告すること。
- (2) 業務の実施に際しては、委託者からの指示に基づき、十分に協議を行うこと。
- (3) 本業務で知り得た情報については、各適用文書に規定する内容を遵守し、十分に留意して管理を適切に行うこと。
- (4) 本業務の進捗管理等必要があるときは、打合せを行う。
- (5) 業務内容及びその他必要事項に疑義が生じた際は、委託者と速やかに協議の上対応すること。
- (6) 本資料に記載のない事項及び本資料に疑義のある場合には、委託者と事前に協議し、その指示に従うこと。